

令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税申告の手引き

令和7年度（令和6年分）市民税・県民税申告書をお送りします。

3月17日(月)までにご提出をお願いします。

※ご提出の際は氏名等の記入をお忘れなく！

◎申告書の提出が必要な方

令和7年1月1日現在、龍ヶ崎市に居住している方。ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- ② 給与所得のみで、勤務先から市へ年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方（提出の有無が不明な場合は勤務先にご確認ください）
- ③ 公的年金等の収入金額が400万円以下でそれ以外に所得がなく、年金の源泉徴収票の記載内容に追加や変更のない方

※収入がなかった場合や非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険など）のみの方は、申告書の提出義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、その他行政サービスの利用の際に必要となります。申告書表面下の「7 前年中に収入のなかった方の記載欄」をご記入の上、ご提出ください。

◎申告のとき持参するもの（3～7は各控除を受ける場合のみ必要）

1. 給与所得者・公的年金等の受給者は、令和6年分源泉徴収票
2. 事業及び不動産所得者は、収支内訳書及び収入と経費を項目ごとにまとめた帳簿等（必ず事前に集計してください）
3. 前年中に支払った社会保険料（国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料等）の領収書または納付額証明書
4. 前年中に支払った生命保険料・地震保険料等の控除証明書
5. 障害者手帳・学生証または卒業証書
6. 医療費控除の明細書（必ず事前に作成してください）
7. 寄附金の受領証明書（寄附を受領した旨、寄附金ならびに受領した年月日を証する書類）
8. 個人番号確認書類（マイナンバーカード・個人番号通知カード等またはそのコピー）
9. 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポートまたはそのコピー）

※いずれも令和6年1月1日から12月31日までの分が対象となります。

※申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告書での申告になります。

◎年金所得者の方でも申告が必要な場合

確定申告不要制度は「公的年金等の収入金額が400万円以下で一定の条件を満たす場合は、確定申告をする必要がない」という制度ですが、ご本人の状況により、申告が必要な場合があります。

【市民税・県民税の申告が必要な場合】

- 公的年金等以外の所得がある場合
- 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
例）・扶養する方がいるが、公的年金等の源泉徴収票に扶養の人数等の記載がない場合
・市民税・県民税が課税になる方で、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等を納付書や口座振替で納めている場合
・寡婦・ひとり親・障害者控除を追加する場合 等

【確定申告が必要な場合】

- 公的年金等の収入が400万円を超える場合
- 公的年金等以外の所得が20万円を超える場合
- 外国の法令に基づき支払われる公的年金等の収入がある場合
- 確定申告により、所得税の還付を受ける場合
例）・扶養する方がいるが、公的年金等の源泉徴収票に扶養の人数の記載がなく、所得税が源泉徴収されている場合 等

◎お問い合わせ及び市民税・県民税申告書の提出先

龍ヶ崎市役所 税務課 市民税グループ
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
電話：0297-64-1111（内線223～226）

◎雑損控除・譲渡所得・贈与税・相続税等についてのお問い合わせ先

竜ヶ崎税務署
〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182番地
電話：0297-66-1303（自動音声案内）

氏名等の記入

地方税法等の改正により各事項が変更になることがあります。

住所、氏名、電話番号、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記入してください。代理人による申告の場合は、代理人の氏名、住所等も記入してください。

所得の種類

事業

※別紙収支内訳書も作成し添付してください。

○営業等

製造業、小売業、飲食業、サービス業、外交員、大工など。

○農業

農産物の生産、農家が兼営する家畜又は酪農品の生産など。

不動産

※別紙収支内訳書も作成し添付してください。

土地や建物の賃貸料など。

給与

※源泉徴収票を添付してください。

俸給、給与、賃金、賞与など。

雑

○公的年金等

※源泉徴収票を添付してください。

厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の収入合計額。

遺族年金、障害年金は非課税所得なので含まれません。

○業務

※支払調書等（前々年度の収入金額が1,000万円を超える場合は収支内訳書）を添付してください。

原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引や食料品の配達などの副収入。

○その他

※支払調書等を添付してください。

生命保険契約等に基づく年金、互助年金など上記以外のもの。

総合譲渡

車両、機械、著作権、ゴルフ会員権など。土地、建物、株式などの分離課税以外の資産の譲渡により生ずる所得。

一時

※所得を証明する書類を添付してください。

生命保険等の満期返戻金、懸賞当選金など。

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除

※控除証明書等を添付してください。

あなたや生計をともにする配偶者、その他の親族の社会保険料（健康保険料、国民健康保険税（料）、国民年金保険料、介護保険料など）をあなたが支払った場合にご記入ください。

⑭小規模企業共済等掛金控除

※控除証明書を添付してください。

あなたが小規模企業共済掛金、確定拠出年金掛金及び心身障害扶養共済掛金を支払った場合にご記入ください。

⑮生命保険料控除

※控除証明書を添付してください。

あなたや生計をともにする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険・個人年金契約に基づいて、あなたが支払った保険料をご記入ください。

⑯地震保険料控除

※控除証明書を添付してください。

あなたや生計をともにする配偶者、その他の親族が居住している家屋や家財に係る、地震等による損害の補てんを目的とした損害保険料契約のうち、地震等損害部分の保険料をご記入ください。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料契約等により支払った保険料についても、地震保険料控除の対象とすることができます。ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして控除額を計算します。控除の上限額は25,000円となります。

⑰寡婦控除

※漏れなくご申告ください。

次に掲げる人でひとり親に該当しない人。

① 夫と離婚した後再婚しておらず扶養親族があり、合計所得金額が 500 万円以下で、かつあなたと事実婚関係にある人がいない人。

② 夫と死別した後再婚していないまたは夫が生死不明などの人で、合計所得金額が 500 万円以下であり、かつあなたと事実婚関係にある人がいない人。

⑱ひとり親控除

※漏れなくご申告ください。

現に婚姻をしていないまたは配偶者が生死不明などの人で、総所得金額等が 48 万円以下の生計をともにする子があり、合計所得金額が 500 万円以下で、かつあなたと事実婚関係にある人がいない人。

市民税・県民税申告書記載例

（一般・調査）

令和 7 年度（令和 6 年分）市民税・県民税申告書

（給・普・年）（新・更）
（増・減・還付・課→非）
（変なし・非・非→課）

龍ヶ崎市長 殿

年 月 日提出

現住所

龍ヶ崎市3710番地

電話番号（自宅・勤務先・携帯）

0297 64 1111

宛名番号

生年月日

昭和52年 3 月 3 日

資料番号

フリガナ

リュウガサキ タロウ

代理人氏名

続柄：

氏名

龍ヶ崎 太郎

代理人住所

代理人TEL

□本人に同じ

個人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

社保 円 国保 円 126,000 円

年金 円 後期 円 180,480 円

介護 円 合計 円 306,480 円

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

円

⑮ 生命保険料控除

区分 支払額 市民税・県民税控除額

一般生命保険料 新 円 30,000 円

旧 円 50,000 円

個人年金保険料 新 円

旧 円 120,000 円

介護医療保険料 円

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計 円 30,000 円

旧長期損害保険料の計 円 50,000 円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、障害者学生控除

⑰ □ 寡婦控除 ⑱ □ ひとり親控 ⑲ □ 勤労学生控除

□ 死別 □ 生死不明 □ ひとり親 ⑲ □ 勤労学生控除

□ 離婚 □ 未帰還 □ 学校名

氏名 障がい程度（手帳の種別・等級など）

龍ヶ崎 一郎 身・精・療 1 級 度 特・普

身・精・療 級 度 特・普

⑳ 障害者控除

フリガナ 氏名 配偶者 氏名 配偶者 氏名

リュウガサキ ハナコ 龍ヶ崎 花子

生年月日 昭和 52 ・ 5 ・ 5

配偶者の合計所得金額 円 950,000

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3 □ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉑ 扶養控除

氏名（フリガナ） 生年月日 同居・別居 続柄 控除額

リュウガサキ イチロウ 龍ヶ崎 一郎 平成15年 5 月 5 日 □ 同居 □ 別居 子 万円

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4

リュウガサキ ハルコ 龍ヶ崎 春子 平成19年 7 月 7 日 □ 同居 □ 別居 子 万円

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5

年 月 日 □ 同居 □ 別居 万円

個人番号

氏名（フリガナ） 生年月日 同居・別居 続柄 控除額

リュウガサキ サブロー 龍ヶ崎 三郎 平成22年 10 月 10 日 □ 同居 □ 別居 子 万円

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 6

年 月 日 □ 同居 □ 別居 万円

個人番号

別居の扶養親族がいる場合には、裏面「15」に氏名及び住所等を記入してください。

㉒ 雑損控除

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類

損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額

円 円 円

㉓ 医療費控除

支払った医療費等 保険金などで補填される金額

円 円

セルフメディケーション税制を選択する場合は、チェック☑してください→ □

7 前年中に収入がなかった方は、下の欄へ記入してください。

1. 以下の人から扶養されていた、援助（仕送り）を受けていた。 2. 以下の非課税所得等により生活していた。

住所 □ 本人に同じ 遺族年金・障害年金・雇用保険（失業保険）

氏名 あなたのとの 続 生活保護・預貯金・その他（ ）

収入金額等

事業 営業等 ア

1 不 動 産 イ

利 子 エ

配 当 オ

給 与 等

一 般 色 カ

専 門 青 白 色

公 的 年 金 等 キ

雑 業 務 ク

そ の 他 ケ

短 期 コ

長 期 サ

一 時 シ

収入ではなく「所得」をご記入ください。

例）花子の給与収入150万円の場合
収入－55万円＝95万円

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 ⑬

小規模企業共済金控除 ⑭

生命保険料控除 ⑮

地震保険料控除 ⑯

寡婦、ひとり親控除 ⑰～⑲

勤労学生控除 ⑲～⑳

配偶者（特別）控除 ㉑～㉒

扶 養 控 除 ㉓

基 礎 控 除 ㉔

雑 損 控 除 ㉕

医 療 費 控 除 ㉖

合 計 ㉗

5 寄附金税額控除に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象） 円

茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）

条例指定分 茨城県 市確認欄

龍ヶ崎市

6 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□給与から差引き（特別徴収）

□自分で納付（普通徴収）

台帳

入力 確認

資料

個人番号

本・代 身・番

受付者 窓口 郵送

⑪ 勤労学生控除

※学生証または卒業証書の写しを添付してください。

あなたが大学生、高等学校、専修学校等の学生または生徒で合計所得金額が75万円（給与収入の場合130万円）以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合。

⑫ 障害者控除

※漏れなくご申告ください。

あなたやあなたの同一生計配偶者または扶養親族に、精神や身体上の障がいがある場合、ご記入ください。その際、障害者手帳の写しを添付してください。

※同一生計配偶者とは生計をともにする配偶者（事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。ただし、他者の扶養親族となっている配偶者は除きます。

⑬ 配偶者控除

あなたの配偶者の年間の合計所得金額が48万円以下で、あなたと生計をともにしている場合にご記入ください。ただし、事業専従者になっている配偶者は除きます。

なお、上記に該当する場合でも、あなた自身の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は配偶者控除の適用にはなりません。が、同一生計配偶者に該当しますので漏れなくご記入ください。

⑭ 配偶者特別控除

※必ず収入ではなく配偶者の所得金額をご記入ください。

あなたの年間の合計所得金額が1,000万円以下で、生計をともにする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合に段階的に受けられる控除です。配偶者控除との重複適用はできません。また、事業専従者になっている配偶者は除きます。

⑮ 扶養控除

※必ず生年月日をご記入ください。

あなたの控除対象扶養親族の年間の合計所得金額が 48 万円以下で、あなたと生計をともにしている場合にご記入ください。ただし、事業専従者になっている扶養親族を除きます。

同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたまたはあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、あなたまたはあなたの配偶者と同居を常況としている人。

※16 歳未満（平成 21 年 1 月 2 日以降生まれ）は、控除対象ではない扶養親族ですが、その人数が市民税・県民税非課税の判定に影響しますので、必ずご申告ください。

⑯ 雑損控除

※詳しくは税務署にお問い合わせください。

地震、火災、風水害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合にご記入ください。

控除額は、次の①、②のいずれか多い方の金額。

①損失額－保険等で補てんされる金額－総所得金額等の10%

②災害関連支出額－5万円

⑰ 医療費控除

※医療費控除の明細書を添付してください。

○通常の医療費控除を選択した場合

あなたや生計をともにする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合にご記入ください。医療費に含まれる主なものは次のとおりです。

①医師等による診療費又は治療費及び入院費又は通院費

②治療又は療養に必要な医薬品や医療器具などの購入費用など

控除額は、〔支払った医療費－保険等で補てんされる金額－（総所得金額等×5％と10万円の少ない方の金額〔控除限度額は200万円〕）〕

○セルフメディケーション税制を選択した場合

健康の保持増進・疾病の予防として一定の取り組みを行っているあなたが、あなたや生計をともにする配偶者、その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象医薬品を支払った場合にご記入ください。セルフメディケーション税制対象医薬品に含まれる主なものは次のとおりです。

①一般用医薬品等のうち、医療保険法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いもの（スイッチOTC医薬品）の購入費

控除額は、〔特定一般用医薬品等購入費－保険等で補てんされる金額〕－1.2万円〔控除限度額は8.8万円〕

通常の医療費控除とセルフメディケーション税制両方の適用を受けることはできません。また、いずれかを適用させた後に、修正申告や更正の請求により、適用を変更させることはできません。

⑱ 申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です

寄附金税額控除に関する事項

寄附金税額控除

※寄附金受領書を添付してください。

以下に該当する寄附金がある場合には、表面「5 寄附金税額控除に関する事項」に寄附金額をご記入ください。

①都道府県または市区町村に対する寄附金

②住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

③所在地の日本赤十字社支部に対する寄附金（「日赤義捐金」含む）

④所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金で、都道府県または市区町村の条例で定めるもの

⑤NPO法人に対する寄附金のうち、都道府県または市区町村の条例で定めるもの

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を申請した方が申告をした場合、申告書の内容が優先され、ワンストップ特例制度が適用されなくなります。申告する際はワンストップ特例申請分も含む全ての寄附金についてご申告ください。

収入のなかった方

1年間を通じて収入が無かった場合は、表面下「7 前年中に収入のなかった方の記載欄」の該当箇所記入してください。

1. 市外や国外の単身赴任中の親族からの仕送りの場合や、他の人の扶養や援助の場合は、氏名、住所（赴任先）、続柄をご記入ください。

7 前年中に収入がなかった方は、下の欄へ記入してください。

1. 以下の人から扶養されていた、援助（仕送り）を受けていた。

住所 アメリカ合衆国 □ 本人に同じ

氏名 龍ヶ崎 四郎 あなたのとの続 夫

※国外に居住している場合には国名のみでかまいません。ただし、日本国内の場合には市区町村までは分かるようにご記入ください。

2. 非課税所得等を受給していた場合や、預貯金で生活していた場合は、該当するものに丸をつけてください。各種手当で生活していた場合や、それ以外の場合は、その他の欄にご記入ください。

2. 以下の非課税所得等により生活していた。

遺族年金・障害年金・雇用保険（失業保険）

生活保護・預貯金・その他（ ）